

事務連絡
令和2年7月10日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
情報教育・外国語教育課

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手
(ALT) 等を活用した学習の確保について

令和2年7月8日付けの総務省・外務省との連名の事務連絡においてお伝え
させていただきました通り、現在新型コロナウイルス感染症対策として水際対
策措置が講じられており、外国人の入国は原則拒否されています(入国拒否の対
象は計111カ国)。本年9月に予定していたJET-ALTの来日についても、予定
日における一斉来日ではなく、入国が可能となった国から順次受入を行うこと
となりました。

このため、各小学校・中学校・高等学校等によっては、当初の計画通りにJET-
ALTなどの外国語指導助手(以下、「ALT」という)が学校に来て授業等に入る
ことが難しくなることが予想されます。

ALTが、各学校における外国語教育や国際理解のために果たしている役割に
鑑み、ALTの活用が予定通りにできなくなった場合の対応の例等、別添の通り
まとめましたのでお送りいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市(指
定都市を除く。)町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、
所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12
条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、
所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれて
は、設置する附属学校に対し、本事務連絡の趣旨についてご周知いただくようお
願いします。

記

1. ALT が予定通りに授業等に参加できない場合の対応

ALT の来日が延期されること等により、各学校において予め計画していた学習活動の実施が困難な場合における対応として、以下のような工夫が考えられる。

(1) ALT の配置と年間の指導計画の見直しの例

- ・各設置者（教育委員会、学校法人）においては、ALT が複数いる場合には、それらの配置計画を見直す。
- ・各学校においては、文化や生活習慣が異なる海外からの ALT の特性を生かし計画をしていた学習内容について、特に優先して行うなど、年間の指導計画を見直す。

(2) 学習活動の工夫の例

- ・ Web 会議ツールを活用してティームティーチングを行うことや、動画を撮影して実演の替わりとするなどの工夫をする。
- ・ 児童生徒が遠隔地にいる外国人等と、Web 会議ツールを通して会話を行う。
- ・ 電子メールを書いたり、ビデオやボイスメールを使ったりして、児童生徒が遠隔地にいる外国人等と、自分のことや学校のこと、お互いの国のことなどについて伝え合う。
- ・ 教科書に対応したデジタル教材等を活用し、児童生徒がネイティブの英語を聞いたり、国際理解教育に関連する動画等（文部科学省「子供の学び応援サイト」等）を視聴したりする。

(3) ALT を補うための人材、協力者の確保の例

- ・ 英語が堪能な地域人材等を、非常勤の学習指導員等として採用する。
※令和 2 年度第 2 次補正予算における学習指導員等の追加配置（補習等のための指導員等派遣事業）の募集については、別途、各都道府県及び政令指定都市の事業担当課に文部科学省初等中等教育局財務課から後日連絡予定。[別紙 1](#)
- ・ 海外での生活や勤務経験がある人や海外からの留学生等、多様な人材の協力を得る。

2. 学校において ALT が授業等に参加する際の注意事項

学校においては、ALT についても他の教職員同様に感染予防対策を徹底する

こと。特に、ALT の出身国等によっては、マスクを着ける習慣がないことに留意しつつ、近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスクを着用することを周知すること。

感染症対策等に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」などを参考にしてください。

以上

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局

外国語教育推進室 事業推進係（内 3480）

（学習指導員等の追加配置に関すること）

初等中等教育局

財務課 校務調整係（内 3704）